

主開閉器契約の変更で現在の 電気基本料金が大幅に削減できます。

マンション
オーナー様へ

エネクスコントロールシステムの導入で 施設全体の電力利用を効率アップ

多くの設備(モーター)を使用する事業所の電力会社との新規契約はすべて「負荷設備契約」で、その契約内容のまま長年自動継続している現状です。しかし、設備を連続的に複数同時運転を行わない事業所では、「主開閉器契約」に変更した後、『エネクスコントロールシステム』を導入すると、電気代の大幅な削減が可能になります。



低圧動力の契約プランは「負荷設備契約」と「主開閉器契約」の2種類

負荷設備契約+熱感知式ブレーカー
設備容量の総合Kwを契約容量とする方法です。
機械の稼働状況に関わらず、契約容量が決定します。

$$\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ 19,457\text{円 (19kw)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{電気使用料金} \\ 3,000\text{円} \end{array} = 22,457\text{円 (税込)}$$

基本料金計算: 19kw×@980 (関西電力単価) ×95% (力率割引) ×1.1 (消費税)

STEP.1 契約内容変更で基本料金をおさえる

主開閉器契約+熱感知式ブレーカー
設備容量の総合Kwに関係なく、契約容量とする方法です。
機械の稼働状況を測定したA数をKw換算し、契約容量が決定します。

負荷設備契約から主開閉器契約へのプラン変更で力率は一律90%!
電気代の基本料金が最大で10%削減

STEP.2 従来のブレーカーをECSに変更

最新鋭の『エネクスコントロールシステム』を導入すればさらに電気代がお得に

ECS導入後の電気代は
こんなにも削減できる

-13,313円 / 月
-159,756円 / 年間

$$\begin{array}{l} \text{基本契約容量} \\ 6,144\text{円 (6kwに変更)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{電気使用料金} \\ 3,000\text{円} \end{array} = 9,144\text{円 (税込)}$$

基本料金計算: 39kw×@980 (関西電力単価) ×95% (力率割引) ×1.1 (消費税)

約40%の基本料金を削減

エネクスコントロールシステム(ECS)

高性能電子デジタル開閉器で、最大電力消費を自動監視・制御
施設全体の設備をコントロールすることで、効率の良い電力利用を可能にするECS。
独自の自動コントロール機能で、施設全体の効率の良い電力利用を可能にし、電力消費コスト削減につなげます。

エアコン

エレベーター

立体駐車場

給水ポンプ



ECSの詳細を知りたい方や導入のご相談は
信和建設営業部までお電話ください!



TEL 0120-567-169

新型コロナウイルス感染症に伴う適用要件の弾力化

住宅ローン控除および住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例について

住宅に係る税金については、適用要件として一定期間内の取得や居住を要件とするものがありますが、新型コロナウイルス感染症による感染拡大状況を鑑み、一定の要件を満たす場合には、これらの要件が弾力化されることとなりました。

【情報提供元：税理士法人 FP総合研究所】
<http://www.fp-socket.or.jp>



1. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

住宅ローン控除の特例措置(控除期間13年間)の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等の対応策として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅または中古住宅、増改築等を行った住宅に、令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、控除期間を13年間に延長された住宅ローン控除の適用が可能です。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響によって、住宅への入居が遅れたこと
- 2 次の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
 - 新築の場合 令和2年9月30日まで ■ 建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合 令和2年11月30日まで
- 3 令和3年12月31日までの間に当該住宅に入居していること

中古住宅を取得した場合の入居期限要件について

住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヵ月超の期間が経過していた場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、住宅ローン控除の適用が可能です。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響によって、住宅への入居が遅れたこと
- 2 増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5ヵ月後までまたは特例法施行の日から2ヵ月後のいずれか遅い日までに行われていること
- 3 増改築等の終了後6ヵ月以内に、当該住宅に入居していること
- 4 令和3年12月31日までの間に当該住宅に入居していること

2. 住宅取得等資金の贈与税を非課税にする特例の適用要件の弾力化

住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例の適用を受けるためには、取得期限(贈与を受けた年の翌年3月15日)までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築または取得等をし、居住期限(同年12月31日)までにその家屋に居住する必要があります。

ただし、今般の新型コロナウイルス感染症影響により生じた自己の責めに帰さない事由については、それぞれの期限が1年延長され、特例の適用を受けることができます。

- 1 令和元年に住宅取得等資金の贈与を受けて家屋の棟上げまで工事が完了し、令和2年12月31日までに居住する見込みで贈与税の申告を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の新築工事の工期が延長し、同日までに居住できなかった場合居住期限が延長される
→令和3年12月31日までにその家屋に居住していること
- 2 令和2年に贈与を受けた住宅取得等資金について特例の適用を受ける予定で、令和3年3月15日までに住宅を新築する見込みだったが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の工期が延長し、同日までに工事が完了できない場合、取得期限と居住期限が延長される
→令和4年3月15日までにその家屋を取得または令和4年12月31日までにその家屋に居住していること

SHINWA 信和建設株式会社

本社 大阪府大阪市中央区南船場1丁目18番11号
東京支店 東京都中野区新井1丁目26番6号
mail:info@shinwakensetsu.com <http://www.shinwakensetsu.com>

お問合せ 0120-567-169
受付時間 9:00~17:30(土日・祝日を除く)



この案内がご不要な方は、大変お手数ですがご連絡をいただけますようお願いいたします。